



山形セレクション認定募集要項【日本酒（純米吟醸酒）】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、加工食品分野における山形セレクションの認定対象として、新たに日本酒（純米吟醸酒）の認定申請を下記により募集いたします。県内酒造メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 4 号に規定される清酒のうち、次の要件を満たすものとします。

- （1）「純米吟醸酒」であること。
- （2）山形県産酒造好適米「出羽の里」を 100% 使用していること。
- （3）精米歩合 55～60% 以下であること。
- （4）原材料のうち、米及び水は山形県内で生産されたものであること。
- （5）同一品質、同一ラベルの清酒で、四合瓶換算で原則 1,000 本以上に相当する量が確保できていること。

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する清酒製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

募集期間と応募先

募集期間：平成 21 年 3 月 31 日（火）から平成 21 年 4 月 13 日（月）まで

応募先：山形県商工労働観光部商業経済交流課

申請書類

（1）認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ① 山形セレクション（加工食品分野）認定申請書（様式第 1 号）
- ② 山形セレクション（加工食品分野）認定申請調書（様式第 2 号）
- ③ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る誓約書（様式第 3 号）
- ④ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る推薦書（様式第 4 号）
（「山形県酒造組合」等、清酒製造業に係る団体からの推薦書が必要となります。）
- ⑤ 定款
- ⑥ 商業登記簿謄本
- ⑦ その他必要な書類（製造仕様書【日本酒（純米吟醸酒）】（別記様式））

（2）申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部商業経済交流課）又は山形県酒造組合（山形市緑町 1 丁目 7-46）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

（１）現物審査

「味」、「香」等の総合評価について、５点法（優：１点、良：２点、可：３点、やや難：４点、難：５点）による官能審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が２．５点以下であること。

（２）書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること。

現物審査の期日・会場等

期 日：平成２１年４月１７日（金） １４：００～１６：００
会 場：山形県酒造組合（山形市緑町１－７－４６）

申請品搬入：平成２１年４月１４日（火）１５時まで、県酒造組合へ搬入又は送付

搬入数量：３００ml 詰 ４本

※ 申請品の提供に要する費用については申請者の負担とし、審査に用いた品物については原則として返却しませんので予め御承知ください。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

【お問い合わせ先】

◎山形県商工労働観光部商業経済交流課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL 023-630-2542 FAX 023-630-2367

◎山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>